

日本専門医機構による

新専門医制度における小児科専門医更新基準

—更新申請の手引き（改訂4版）—

I. 新専門医制度における更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

小児科専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、更新は、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）については救済、猶予措置がありますが、認められない場合もあります（別添資料1）。また、日本専門医機構の方針変更に伴い、連続して5回目以上の更新を経た専門医であっても、専門医として国民から期待される、十分な診療技能と最新情報に更新された知識に基づいて総合的な判断を行う能力を担保するため、診療実績の証明の免除は行わないこととなりました。（p2参照）

正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間における機構専門医認定の手順に関する考え方について記載します。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

改訂4版は、2026年3月の審査受付分からの適用となります。

【提出先】

日本小児科学会中央資格認定委員会

日本小児科学会中央資格認定委員会 専門医サテライトオフィス気付け

日本専門医機構小児科領域専門医委員会 宛

（機構認定 小児科専門医資格更新申請書在中 と付記してください）

*2027年3月の審査受付分からポータルサイト「Kids' Doctors milestone Smart System」での申請となります。

更新申請書『第1号様式』

①勤務実態の証明『第3号様式』

勤務実態を証明してください。

- ・勤務形態：直近1年間のうち任意の1週間当たりの（小児医療に關与している）時間
- ・日本小児科学会専門医取得後から申請時までの職歴等
- ・活動実態自己申告書（詳細）：祝日や学会出張等がない平均的な1週間の勤務実態を記載

②診療実績の証明『第4号様式』『第5号様式』

100症例の経験症例一覧や乳幼児健診、予防接種事業および相談業務における実績を提示していただきます。

『第4号様式』

- ・5年間に診療した100症例について診療実績を申告してください。専攻医とともに自らも診療した症例については、診療実績に含めることが可能です。
- ・外来症例あるいは入院症例（混在も可）で疾患の領域は問いません。また、申請者のサブスペシャリティ領域の症例を含めても構いません。

『第5号様式』

- ・4号様式での申告が困難な方は、乳幼児健診、予防接種事業および相談業務も活動実績として申告することができ、1回（半日程度）につき診療実績1症例分とみなします。

申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を日本専門医機構が検証することがあります。

公的機関での医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明を提出することで更新猶予を与えることが可能です。

公的機関の一例は以下の通りです。

国立研究機関、独立行政法人、医薬品医療機器総合機構(PMDA)、日本医療研究開発機構(AMED)、国立感染症研究所、行政機関、国連、国際機関等・教育機関(医療、福祉、保健、教育)、福祉療育施設

ただし、申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を日本専門医機構が検証することがあります。

日本専門医機構の方針変更に伴い、連続して5回目以上の更新を経た専門医であっても、専門医として国民から期待される、十分な診療技能と最新情報に更新された知識に基づいて総合的な判断を行う能力を担保するため、診療実績の証明の免除は行わないこととなりました。従来通りの診療実績の証明以外の方法として、JPS オンラインセミナーの該当するe-testing（合計35問）に合格することで100症例分（10単位）に充当することができます。合格基準は60%以上の正答率とします。受講証および理由書を更新書類に同封をお願いいたします。

③更新単位50単位以上（必須）『第2号様式』

以下の4項目について5年間で合計50単位以上の取得を求めます。

項 目		取得単位
i	診療実績の証明	10 単位
ii	専門医共通講習	暫定制度を含むプログラム制で専門医を取得された方 8～10 単位（必修講習 8 単位以上） * 旧制度で小児科専門医を取得された方 3～10 単位（必修講習 3 単位以上）
iii	小児科領域講習	20 単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位

i) 診療実績の証明 10 単位／5 年間

上記②の診療実績の証明をもって 100 症例で 10 単位とみなします。

ii) 専門医共通講習（受講証による証明）『第 6 号様式』

暫定制度を含むプログラム制で小児科専門医を取得された方（8～10 単位が必要）

必修 8 項目（必修講習 A の 3 単位+必修講習 B の 5 単位の合計 8 単位）をそれぞれ 1 単位以上含むことが必要です。

例) 必修講習 A（医療安全、感染対策、医療倫理）を各 1 単位+必修講習 B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、両立支援）を各 1 単位の合計 8 単位取得

旧制度で小児科専門医を取得された方（3～10 単位が必要）

必修 3 項目（必修講習 A の 3 単位）をそれぞれ 1 単位以上含むことが必要です。

例) 必修講習 A（医療安全、感染対策、医療倫理）を各 1 単位、合計 3 単位を取得

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもので日本専門医機構（以下機構）が認めた講習会や中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）で審議し機構によって認められた講習会とします。これは、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても専門医共通講習として単位を算定できます。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。e-learning についても受講を証明できれば単位として算定します。

営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

原則として、各基本領域学会又は関連する学会の講習会は各基本領域学会専門医委員会での審査・承認されます。また、原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で

審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構が審査・認定を行います。

詳細については、機構の共通講習申請の手引きを参照してください。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

暫定制度を含むプログラム制で専門医を取得された方は必修講習 A の 3 単位および必修講習 B の 5 単位の合計 8 単位が必須です。

- ・ 医療安全（必修講習 A：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 感染対策（必修講習 A：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療倫理（必修講習 A：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療制度と法律（必修講習 B：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 地域医療（必修講習 B：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療福祉制度（必修講習 B：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療経済（保険医療等）（必修講習 B：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 両立支援（必修講習 B：1 時間 1 単位、5 年間に 1 単位以上）
- ・ 臨床研究・臨床試験（任意講習 C：1 時間 1 単位）
- ・ 災害医療（任意講習 C：1 時間 1 単位）
- ・ その他日本専門医機構が認定した講習会（任意講習 C：1 時間 1 単位）
- ・ JPS 専門医オンラインセミナーで上記に該当する講演（1 時間 1 単位）

講習会講師については 1 時間以上で最大 1 単位を付与します（5 年間で単位の上限なし）。2 時間以上の講演であっても 1 単位以上は付与されません。

日本小児科学会では e-learning システムを整備し、国内のどこからでも必修項目を受講できます。

iii) 小児科領域講習 20 単位～/5 年間（受講証等による証明）『第 7 号様式』

中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。

事前に中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）に申請が必要です。承認後、機構が認定する講習等として単位が付与されます。申請の手順は今後変わる可能性があります。

講習会における講演者には 1～2 時間につき最大 2 単位を付与することができます。ただし、その他の講習会では単位は付与されません。

JPLS、PALS、NCPR 等の講習会において講師などの役割を担う場合は、1 日（約 3～8 時間）につき 1 単位、2～3 日（約 16 時間）につき 2 単位を上限とします。

1 回の講習時間は原則 1 時間程度とし、1 講習をもって 1 単位と算定できます。受講の単位として、2 時間以上の講習会は 2 単位を付与します。1 日コースの講習会は 3 単位、2 日コースの講習会は 4 単位を付与します。

中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が指定する e-learning による受講も受講証明書により単位に含めることができます。

受講証明書は原本の提出をお願いします。講習会修了証書はコピーで可です。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等はこれに含めることはできません。

対象となる講習会：中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が認定するもの

***は、講習会を開催する場合、その都度単位認定の申請が必要です。**

講習会名	演者・講師	受講	備考
学術集会での教育講演など*	1 単位	1 単位	2018 年以降開催分
小児科学会地方会*			2017 年 4 月以降開催分 で機構が承認したもの
小児科学会が主催する インテンシブコース (2 日間)		4 単位	2 日間受講すること
乳幼児健診を中心とする 小児科医のための講習会		2 単位	1 講演 1 時間程度で 5 時間程度の講習会
思春期医学臨床講習会		2 単位	1 講演 1 時間程度で 4 時間程度の講習会 +実習
小児の在宅医療実技講習会			
小児診療初期対応コース JPLS (1 日コース)	1 単位 (5 年間で上限 3 単位。 講師養成コースの講師も含む)	3 単位 (講師養成コースも 含む)	事前・事後を含む全 過程を修了すること
Pediatric advanced life support (PALS) 講習会 (2 日コース)	インストラクター 1 単位/日 (5 年間で上限 1 単位)	更新 2 単位 初回 3 単位 (3 回分で上限 7 単位)	参加者が能動的に議論や作業を行いながら学び成果をだしていく専門医教育の形式をとり、領域のエキスパートが複数の講演を行い、同時にそれらを纏める総括的な講演も行われる。
NCPR(新生児蘇生法)	インストラクター 1 単位 (5 年間で上限 1 単位)	A コース : 初回 2 単位 S コース	日本周産期・新生児 医学会からの修了証 等を添付

	位)	:更新1単位 (2回分で上限3単位)	
JPS 専門医オンラインセミナー	-	1単位	
小児科医のための臨床研修指導医講習会(1泊2日) ※日本小児科学会主催の臨床研修指導医講習会のみ対象	世話人、タスクフォース 1日(約8時間)につき1単位、2~3日(約16時間)につき2単位	3単位	
日本小児科学会(小児医薬品開発ネットワーク)・小児治験ネットワーク・小児CRC部会共催シンポジウム(1講演1時間程度で合計3時間程度)	1単位	2単位	
その他(1講演1時間程度) ・小児保健協会学術集会(全国、都道府県で開催される)での講演* ・小児科医会学術集会(全国、都道府県で開催される)での講演* ・小児科学会分科会(合計25)の年次集会での講演* ・地区委員会が地域性(都市圏でない遠隔地域)を考慮して開催の必要性を認め、小児科領域専門医委員会が承認した講習会での講演 ・地区委員会を通じて申請があり、承認した講習会での講演*	-	1単位	

iv) 学術業績・診療以外の活動実績 0~10単位/5年間(受講証等による証明)『第8号様式』
学術集会(地方会を含む)への参加も単位を付与します(5年間で総計6単位を上限)。参加証の原本を貼付して提出をお願いします。

AおよびCについては、学術業績を証明できる抄録、プログラム、活動実績を証明できる書類のコピーを添付し、Bについては参加証の原本を貼付して提出をお願いします。

A 学術業績

小児科学会学術集会、小児保健協会学術集会、小児科医会総会フ	抄録を提出	1単位
-------------------------------	-------	-----

フォーラム、日本小児科学会地方会での筆頭演者		
〃 第2筆頭発表者（貢献度の最も高い共同発表者）	抄録を提出	1単位
小児科学会学術集会、小児保健協会学術集会、小児科医会総会フォーラム、日本小児科学会地方会での司会・座長	抄録を提出	1単位
ピュアレビューを受けた内外論文（商業誌は除く）の筆頭著者	抄録を提出	2単位
〃 共著者	抄録を提出	1単位

B 学術集会（地方会を含む）への参加（参加証による証明）

現行制度の基本学会への参加を実績として認める（ただし、5年間の総計6単位が上限）

全て1単位

日本小児科学会学術集会	1単位
日本小児科医会総会フォーラム	1単位
日本小児保健協会学術集会	1単位
Asian Society for Pediatric Research (ASPR)	1単位
日本小児科学会地区小児科学会（ブロック別学会）	1単位
日本小児科学会地方会	1単位
日本小児科医会生涯研修セミナー	1単位
都道府県の小児科医会学術集会	1単位
都道府県の小児保健会	1単位
日本保育保健学会	1単位
日本周産期・新生児医学会	1単位
日本学校保健学会	1単位
日本医学会総会	1単位
日本思春期学会	1単位
「子どもの心」研修会	1単位
小児保健セミナー	1単位
上記以外の小児科学会分科会全国学術集会	1単位

（小児科分科会のうち、サブスペシャリティの専門医をもつ領域については単位がダブルカウントにならないようサブスペシャリティ資格の所で調整予定：日本専門医機構より）

C その他の活動（学術業績・診療以外の活動実績）

小児科専門医試験問題作成（オンラインセミナーを含む）、試験運営委員・監督症例要約の採点など専門医試験に関する業務	1年度につき1単位を算定。委員としての委嘱状のコピーを提出すること。	1単位 (5年間で上限なし)
日本小児科学会雑誌、英文誌の査読	1論文につき1単位を算定。和文誌も英文誌も「査読ありがとうございます」	1単位 (5年間で上限なし)

	した」(論文受付番号付)のリターンメールを査読証明書として提出すること。	
地域・学校等で小児科関係の市民啓発目的の講演を行った場合	約 60 分で 1 単位を算定。講演会プログラム等コピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
学校医・園医や、地域の保健活動の委員を 1 年以上務めた場合	2 単位を算定。委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
地域における小児科関係の講演会等で座長、司会を行った場合	1 単位を算定。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	1 年度につき 2 単位を算定。委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限なし)
小児医薬品開発ネットワーク支援事業における医薬品の評価、学会の医薬品供給相談等に関する業務	1 単位を算定。評価証明書のコピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)

II.地域医療確保への配慮について

地域医療確保への観点から、地域で活躍している現場の医療に過剰な負担のないように本補足説明に沿った柔軟な「専門医の更新」を行います。

III.更新認定

専門医の更新は日本小児科学会で一次審査を行い、機構の二次審査を経て認定となります。機構は機構専門医更新申請者の二次審査合否について日本小児科学会に通知します。機構が機構専門医更新申請者に対して審査結果を通知します。通知を受けた機構専門医更新合格者は機構専門医更新料 11,000 円(税込)を原則として機構に支払います。機構は、更新料の受領を確認した後、日本小児科学会および機構の連名で更新認定証を発行します。

認定証の発行に際しては、機構の専門医管理システムにマイページ登録が完了していることが必須となります。

別添資料 1

留学、出産、育児、病氣療養、介護、管理職などの理由で期間内に専門医の更新ができない場合

専門医の休止

機構専門医としての活動や自己学習ができない期間があり、更新が困難になると予想される場合には、理由書を添えて休止申請書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会の審査を受ける必要があります。

休止は初回の申請で最長2年まで認められ、3年目からは1年ごとに休止の延長願いを理由書と共に提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。休止期間中の専門医資格はありません。専門医の再開に当たっては上記委員会で承認を得てください。再開後は専門医の資格が復活しますので専門医としての活動が可能です。休止した期間を除く前後の合計5年以内に50単位を取得した場合、次回の専門医更新資格を得ることができます。

例) 専門医認定期間が2022年10月1日～2027年9月30日、休止期間が2024年10月1日～2026年9月30日の方の場合

専門医資格：2022年10月1日～2024年9月30日+2026年10月1日～2029年9月30日

2022年10月1日 2024年10月1日 2026年10月1日 2029年9月30日

専門医(更新単位 a)	休止期間	専門医(更新単位 b)
-------------	------	-------------

次回は a+b の期間の更新単位 50 単位を 2029 年 3 月に更新申請すること

専門医更新の猶予

申請時に更新基準を満たすことができない場合には、本来の更新申請時期に理由書を添えて更新猶予申請書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会の審査を受ける必要があります。

猶予期間は原則1年とします。猶予期間中も機構専門医資格を維持することができます。通常5年の所を6年目で更新できることとなります。認定期間は1年遡及し5年間の認定期間として更新認定となります。その後は5年ごとの更新となります。

例) 専門医認定期間が2022年10月1日～2027年9月30日、1年間更新猶予をされた方の場合

2022年10月1日 2027年10月1日 2028年9月30日

専門医	更新猶予期間 (専門医)
-----	-----------------

更新猶予の期間を含めた6年間の更新単位 50 単位を 2028 年 3 月に更新申請すること

次回認定期間：2027年10月1日～2032年9月30日

機構専門医資格を喪失した場合

何らかの事情で更新できなかった場合には、理由書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会の審査を受ける必要があります。

専門医資格喪失後1年以内に更新基準を満たすことにより専門医資格を回復することができます。資格喪失後回復までの期間は専門医ではありません。

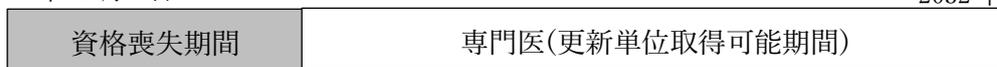
専門医資格喪失後1年以上を経過している場合は、理由書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会の審査を受ける必要があります。

5年後に更新基準を満たすことにより専門医資格を回復できます。次回の更新までの期間で単位の取得はできますが、専門医資格はありません。

例) 専門医認定期間が2022年10月1日～2027年9月30日の方で専門医資格喪失後1年以内に更新基準を満たした場合

2027年10月1日

2032年9月30日



例) 専門医認定期間が2022年10月1日～2027年9月30日の方で専門医資格喪失後1年以上経過した場合

2027年10月1日

2032年9月30日



2032年3月に専門医更新単位取得可能期間の更新単位50単位を更新申請すること

次回認定期間：2032年10月1日～2037年9月30日

認定期間の変更について

日本専門医機構から専門医認定期間の開始を2026年までに4月1日に全基本領域で統一するよう通知がありました。当会では以下の通り変更することとなりました。

更新申請時期も3月から9月に変更となりますのでご注意ください。

	現在の認定期間	次回更新申請	次回更新後の認定期間	次々回更新申請
①	2017/10/1～2022/9/30	2022/3 ※このまま	2022/10/1～2027/9/30	2027/3
②	2018/10/1～2023/9/30	2023/3 ※このまま	2023/10/1～2029/3/31	2028/9
③	2019/10/1～2024/9/30	2024/3 ※このまま	2024/10/1～2030/3/31	2029/9
④	2020/10/1～2025/9/30	2025/3 ※このまま	2025/10/1～2031/3/31	2030/9
⑤	2021/10/1～2026/9/30	2026/3 ※このまま	2026/10/1～2032/3/31	2031/9
⑥	2022/10/1～2027/9/30	2027/3 ※このまま	2027/10/1～2033/3/31	2032/9
⑦	2023/10/1～2029/3/31	2028/9	2029/4/1～2034/3/31	2033/9